

○三春町商工振興事業に対する補助金交付要綱

平成19年2月1日告示第5号

三春町商工振興事業に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三春町の顔である中心市街地の活性化を図り、もって商工振興に寄与することを目的として実施する各種イベント事業に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、三春町内に住所又は事業所を有する個人又は法人、団体等とし、第3条に規定するイベント事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるイベント事業とする。

- (1) 賑わい創出イベント 街なかに顧客を誘導し、賑わいを創出するためのイベント
- (2) マルシェイベント 地場産品を活用し、街なかに顧客を誘導し、賑わいを創出するため、10以上の者が出店して開催する即売会イベント
- (3) その他イベント その他商工振興に資すると認められる展示販売及び交流イベント

(補助対象期限)

第4条 補助の決定を受けた団体等が、同じ内容のイベント事業を数年間にわたり行う場合にあっては3カ年（隔年開催等の事業にあっては3度）を補助対象の限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は予算の範囲内とし、補助事業等に要する経費の100分の50以内とし、1会計年度における1補助対象者あたり200,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

2 補助事業等に要する経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける場合は、この要綱による補助金は交付しない。

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。